

芦屋市市有財産の貸付公募実施要項に関する質問・回答

質問項目		質問内容	回答
1	I 概要 1 対象物件(土地)	各物件の現賃料をご教示ください。	物件調書(P22~)に記載しています。
2	II 貸付内容(条件等)について 3 貸付条件 (2) 貸付方法	3 貸付条件 (2) 貸付方法 イ 現存する駐車場施設は、アスファルト舗装も含めて現借受人において設置されたものであり、現貸付期間満了時には撤去されるため～ とございますが、満了時にはいったんアスファルトも撤去され新たに始める事業者が再舗装し、また借受時に撤去も必要となる認識で間違いございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。ただ落札後に現借受人と協議し、駐車場施設を引き継ぐことは妨げません。 また「II 貸付内容(条件等)について3 貸付条件 (4) 貸付期間終了時の条件」に記載のとおり、借受人は貸付期間が満了したとき、又は「II 6 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を原状に回復して市に返還しなければならないとしており、現借受人から引き継いだ舗装等の撤去も必要となります。
3	IV 入札について	入札金額は非課税でしょうか。	非課税です。
4		様式をWord等でいただくことは可能でしょうか。	必要な方にはメールにてWord形式でお送りしますので、ご連絡ください。
5		押印が必要な書類は「暴力団排除に関する特約」と「入札書」のみの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただ、代理の方が入札される場合は委任状が必要となり、委任状は押印が必要です。
6	IV 入札について 2 入札参加方法 (2) 入札時に必要な書類	役員名簿にある契約日はいつの日付を記入すればよろしいでしょうか	令和8年4月1日とご記入ください。 下方にも日付を記入する欄がございますが、こちらは役員名簿を記入した日付としてください。
7		契約権限のある名義であれば、法人の代表者(社長)ではなく支店長等でも申し込み可能の認識でよろしいでしょうか。	本(店)社が支店・営業所等に契約権限を委任している場合、申込可能ですが、「入札時に必要な書類力・キ・ク」(暴力団排除関係の書類)については、法人の代表者(社長)で提出してください。
8	料金変更について	現状の駐車場料金からの料金変更は可能でしょうか。	料金変更は可能です。